

## 長野県における取組事例について

(資料 2 - 1) 長野市 芝浦保全管理組合の取組

(資料 2 - 2) 高山村 集落協定の事務負担の軽減のための取組

(資料 2 - 3) 東御市 田沢集落の取組

平成 30 年 6 月

長野県農政部

## ○長野市芝浦保全管理組合の取組み

### 1 集落協定の概要

市町村・協定名	長野市篠ノ井有旅 ・ 芝浦保全管理組合				
協定面積 (80,941 m <sup>2</sup> )	田 (急) (54%)	田 (緩) (9%)	畑 (急) (1%)	畑 (緩) (36%)	
	水稲 (43,552 m <sup>2</sup> )	水稲 (6,882 m <sup>2</sup> )	野菜等 (741 m <sup>2</sup> )	野菜等 (29,766 m <sup>2</sup> )	
交付金額 (H29) (8割単価) 866千円	個人配分 50%				
	共同取組活動 (50%)	集落の各担当者の活動経費(役員報酬)			15%
		景観作物管理経費			15%
		水路・農道管理経費			15%
農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費			5%		
協定参加者	農業者 18人				

### 2 取組の内容

芝浦保全組合は、長野市西部の有旅地区にあり、特定農山村法に基づく指定地域となっている。

協定農用地は、急傾斜地が多く基盤整備事業も行われておらず不整形かつ面積の小さい農用地であり、効率的な農業生産活動の実施を妨げている。

また、高齢化・過疎化が進む中で農地の集約や担い手の育成が難しく、後継者不足等の問題を抱えている。

集落協定における取組活動としては、年度初めに総会を開催し、共同取組活動等の実施時期・内容を参加者全員で確認を行っている。

水路については、年2回(4月・12月)に泥上げ・清掃を、草刈りは年2回(4月・7月)に行っているほか随時、見回りを役員が中心となっている。農道については、年2回(4月・6月)に草刈りを行うほか、必要に応じて簡易補修等を行っている。

交付金の活用方法としては、50%を面積割により個人配分とし、残りについては、草刈り等の共同取組活動経費、役員報酬、チップソーなどの消耗品等の購入に活用している。



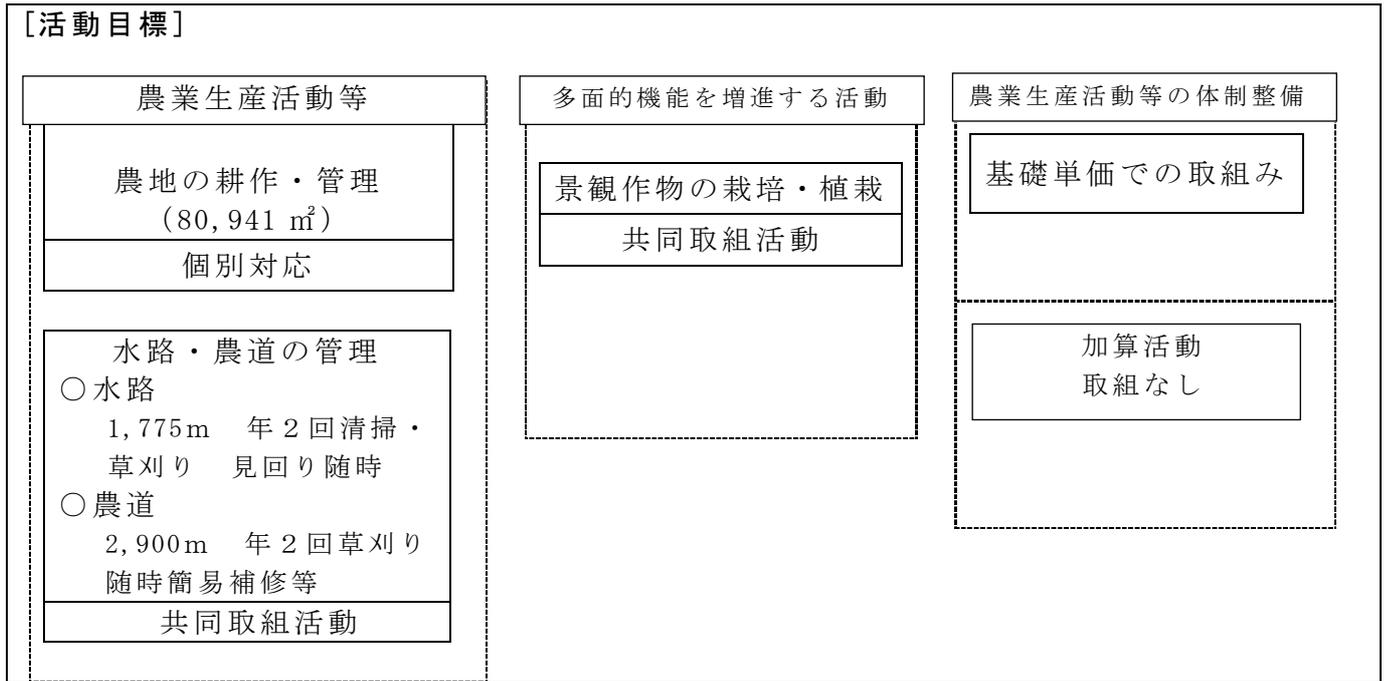
【協定農用地 傾斜地・不整形な農地】



【共同取組活動 農道法面の草刈り】

#### [集落の将来像]

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制の構築
- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備



(参考)

1 協定面積・交付金額等の推移

年度	田 (m <sup>2</sup> )		畑 (m <sup>2</sup> )		面積計 (m <sup>2</sup> )	指数	交付金額 (千円)	参加者数 (人)
	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜				
25	57,214	8,152	—	36,531	101,897	100	1,116	19
26	57,214	7,723	—	36,531	101,468	99.6	1,113	19
27	49,565	6,882	—	29,766	86,213	84.6	960	18
28	44,293	6,882	—	29,766	80,941	79.4	872	18
29	43,552	6,882	741	29,766	80,941	79.4	866	18
30	33,941	4,863	741	26,413	65,948	64.7	682	18

\* 毎年度、基礎単価での取組み。

2 構成員の平均年齢：76歳 (H30.5.24 現在) 最高齢：92歳 最年少：54歳

\* 農家基本台帳から。 \* 長野市高齢化率：28.9% (H30.5.1)

3 1筆当たりの協定面積等 (H29年度)

		筆数	面積 (m <sup>2</sup> )	1筆当たり協定面積 (m <sup>2</sup> )	参加者1人当たり面積 (m <sup>2</sup> )	
田	(急傾斜)	93	43,552	468	/	
	(緩傾斜)	16	6,882	430		
畑	(急傾斜)	1	741	741		
	(緩傾斜)	70	29,766	425		
計		180	78,941	462		4,623

(参照比較) 富士見町

集落協定数：13 協定農用地面積：5,860,415 m<sup>2</sup> 協定参加者数：783人

1集落当たり面積：450,801 m<sup>2</sup> 協定参加者1人当たり面積：7,485 m<sup>2</sup>

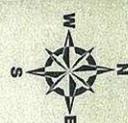
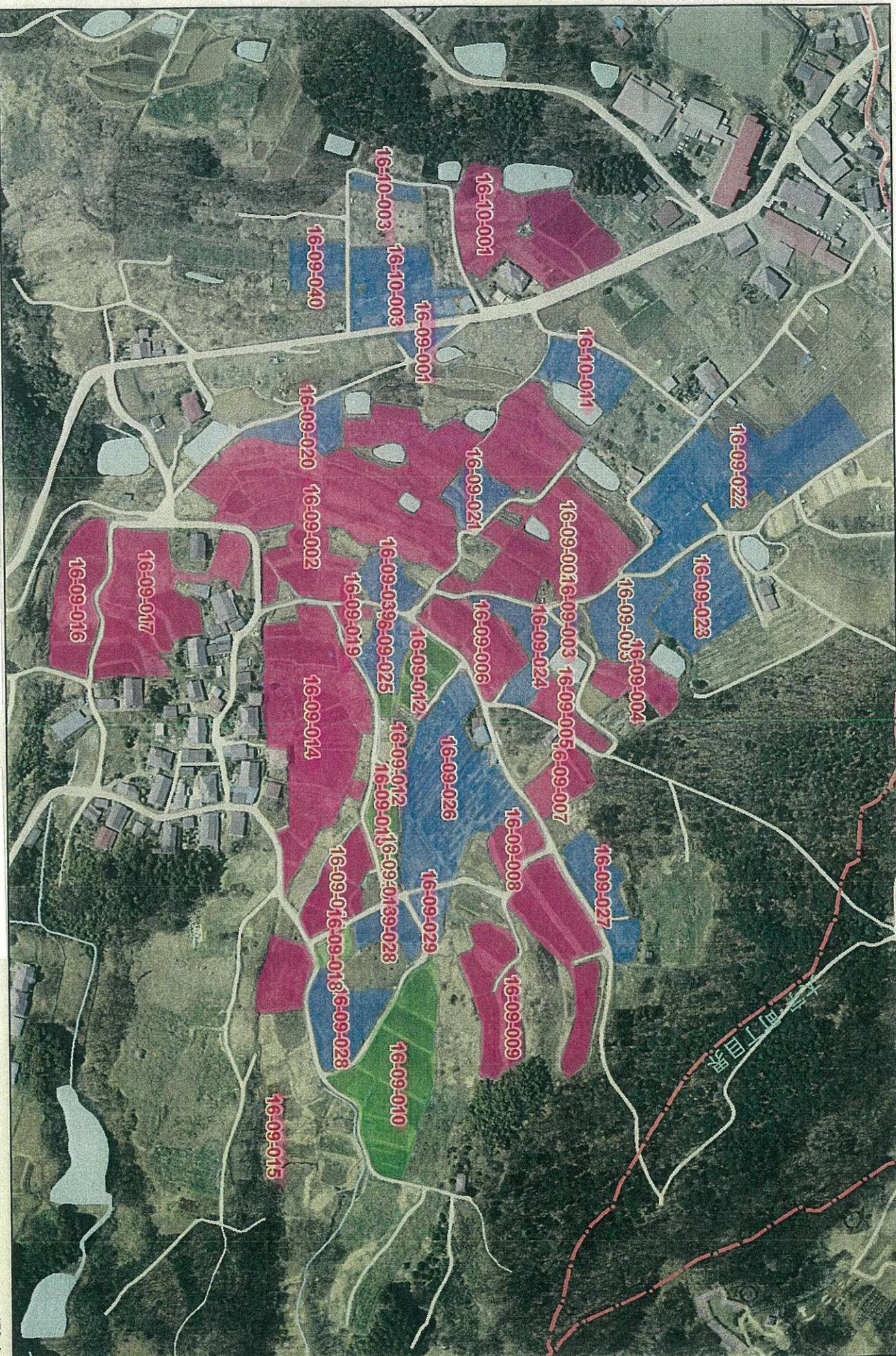
### 3 今後の課題等

当集落では、農業生産活動の継続や活気ある集落づくりを行っていくことが求められているが、これらの活動を行う後継者の確保が課題となっている。

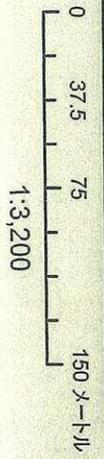
さらに、高齢化の進展により、協定農用地全体を5年間継続し、維持管理していくことが困難と考えている。

(29 中間年評価 集落協定アンケート調査票から)

# 確認用図面



凡例  
 法線  
 測定単位



## ○高山村の中山間地域の概要、集落協定の事務負担の軽減のための取組み等

## 1 高山村の概要 (高山村将来ビジョン (H30. 3月) より)

## (1) 地域の概要

○県の東北部に位置し、気候は中央高地型気候区に属し、寒暖の差が激しい（最高平均気温 24.1℃、最低平均気温 -3.8℃、平均気温 11.8℃）、年間降水量 1,000 mm前後で県下でも雨の少ない地帯に属している。

○冬期間の積雪量は、村落部で 40cm 以上、山間部で 2 m 程度、特別豪雪地帯に指定。

○農地の大部分は村の中央部を西流する松川等の扇状地上に形成され、酸性土壌が多く、地下水位が低い。

上記のような自然条件を活かし、古くからりんご、ぶどうを主体とした果樹地域として発展してきている。

## (2) 地域の現状と課題

ア 農家数の減少と農業従事者の高齢化の進展

農家数：H2 年 921 戸→H27 年 746 戸

販売農家の基幹的農業従事者数 718 人のうち 65 歳以上の占める割合 70%。

イ 農業産出額

H16 年 14.3 億円（うち果樹 10 億円（70%））

→H27 年 18 億円（うち果樹 13.6 億円（76%）） と増加

ウ 農地の整備状況

水田のほ場整備は進んでいるものの傾斜が大きい集落では 5 m を超す畦畔があり、高齢者にとって日常の維持管理が負担となっている。

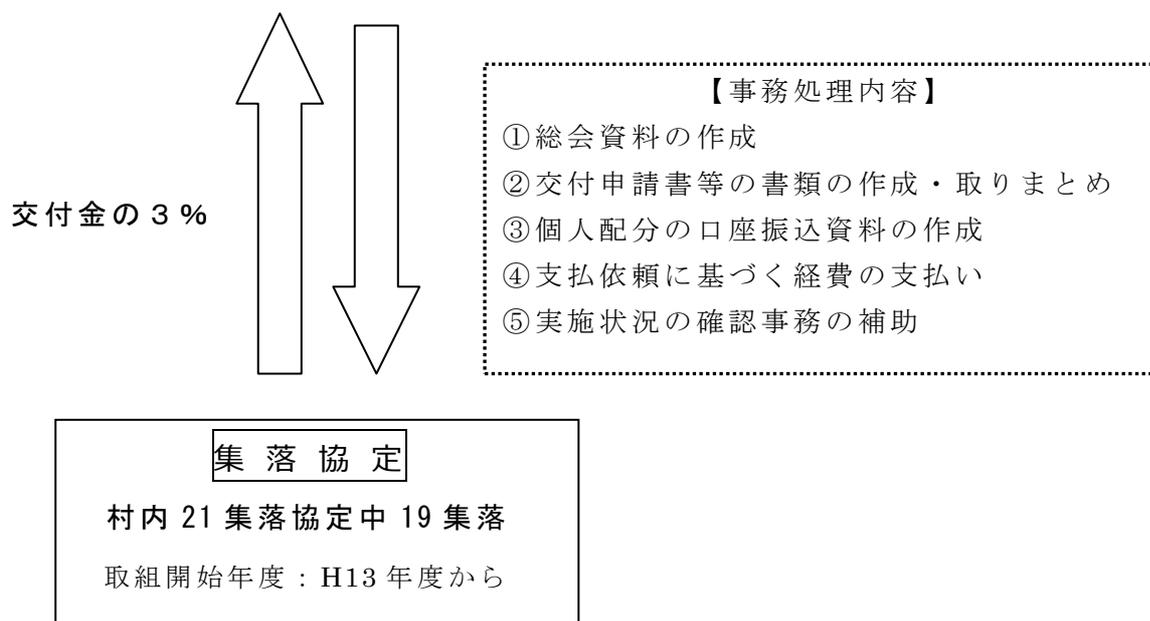
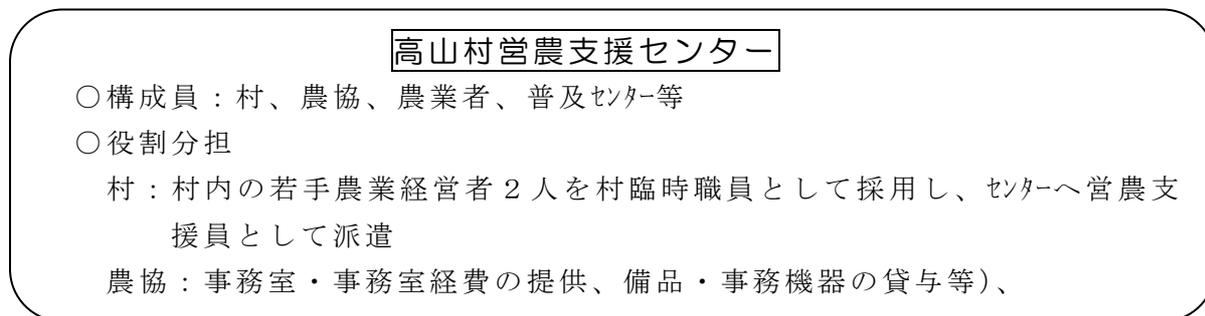
畑地ではほ場整備が進んでおらず、農業従事者の労働力負担が大きい。

## (3) 中山間地域農業直接支払事業の取組状況 (H29 年度)

集落協定数：21 集落協定			
対象農用地面積	田	畑	採草放牧地
1,671,469 m <sup>2</sup>	1,056,917 m <sup>2</sup>	48,204 m <sup>2</sup>	566,348 m <sup>2</sup>
協定面積 1,658,337 m <sup>2</sup> (100%)	1,046,232 m <sup>2</sup> (63.0%) 水稲、ソバ等	45,757 m <sup>2</sup> (2.8%) 野菜等	566,348 m <sup>2</sup> (34.2%) 採草放牧
協定面積/対象 農用地面積 99.2%	99.0%	94.9%	100.0%
交付金額 20,734 千円	個人配分 11,286 千円 (54.4%)		共同取組活動 9,448 千円 (45.6%)
協定参加者	農業者 694 人 耕作組合等 4 組合		

## 2 集落の事務負担軽減のための取組内容

高山村営農支援センターが、村内の集落協定（19 集落）の交付金から 3% ずつ徴収し、それを元に中山間地域農業直接支払事業に係る事務処理を行い、集落の事務処理負担の軽減を図っている。



### ○ メリット

- ・ 集落協定における事務負担の軽減により、事務以外の業務に専念できる。
- ・ 本制度の事務処理が集中する農閑期（冬場）に雇用するため、村内若手農業者の就農場所の確保・拡大に繋がる。

## 3 取組みの効果と今後の課題等

- 中山間地域農業直接支払事業を活用し、担い手、新規就農者等への農地集積に向けた支援、集落内の水路等の改修に対する補助事業の実施、担い手、新規就農者等人材の斡旋等を実施してきており、中山間地域の農地の維持に一定の効果があった。
- 今後、人口減少が急速に進む集落への農地集積、人材確保などの支援が必要。

(29 中間年評価 市町村推進活動に対する評価票から)

## ○東御市田沢集落の取組み

### 1 集落協定の概要

市町村・協定名	東御市 田沢集落協定			
協定面積 (508,407 m <sup>2</sup> )	田 (100%)	畑 ( %)	草地 ( %)	採草放牧地( %)
	水稲 (508,407 m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )		
交付金額 (H29) (通常単価) 10,677 千円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	集落の各担当者の活動経費 (役員報酬)		5%
		共同機械購入費等		20%
		水路・農道・防護柵の維持管理費		25%
協定参加者	農業者 133 人			

### 2 取組の内容

田沢集落は、東御市西部の和地区にあり、特定農山村法に基づく指定となっている。協定農用地は、中山間地域に位置し鳥獣害の被害が多いため防護柵を設置している。

平成 29 年度の共同取組活動は、協定者全員参加による総会（6 月開催）で決定し、農地法面や畦の草刈を年に 15 回行い、景観作物としてヒマワリを植える活動を行うこととなった。

交付金の活用方法は、50%を面積割により個人配分とし、残りを共同取組活動経費としている。共同取組活動経費の内訳は、役員報酬、共同機械購入費等、水路・農道・防護柵の維持管理費等としている。また、購入した機械類は集落内で共有化を図っている。

#### 【共同取組活動経費の具体的活用事例】

- 土手たたき工事（石垣の土手を重機で叩いて締める工事）885 千円（H29）
- 水はけ工事（側溝を掘って浸みだした水を水路に流す工事）3,273 千円（H29）
- ハンマーナイフモア 340 千円（H29）
- トラクター 2,370 千円（H28）
- 他 ヒマワリの苗（景観作物植栽用）・チップソーの替刃等の消耗品の購入



【ハンマーナイフモア】



【景観作物の作付け】



【鳥獣害防護柵の管理】

**[集落の将来像]**

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
- 担い手への農地集積、担い手への農作業の委託

**[活動目標]**

農業生産活動等

農地の耕作・管理

個別対応

水路・農道の管理

※多面的事業と調整し実施

○水路

17,800m

○農道

3,700m

共同取組活動

多面的機能を増進する活動

保健休養機能を高める取組み

○景観作物の栽培・植栽（ヒマワリ）

共同取組活動

農業生産活動等の体制整備

農業活動が困難な場合には、集落ぐるみで引き受ける（C要件）

共同取組活動



(参考)

1 協定面積・交付面積等の推移

期 \ 項目	面積 (㎡)		交付金額 (円)	
	協定農用地 (田)	増減 (前期比)	交付金額	増減 (前期比)
第1期 (H12~16年)	502,387	—	10,904,691	—
第2期 (H17~21年)	522,642	20,255	10,975,482	70,791
第3期 (H22~26年)	520,094	▲2,548	10,921,974	▲53,508
第4期 (H27~31年)	508,407	▲11,687	10,676,547	▲245,427

2 構成員の年齢

構成員の年齢	
44歳以下	5
45~54歳	10
55~64歳	37
65~74歳	44
75歳以上	37
計	133



3 今後の課題等

- ・農業の担い手不足を解消するため、新規就農者など担い手の確保に努める。
- ・生産組合や法人の設立を検討していく。
- ・農業機械等の共同利用を促進し、集落活動の効率的な運用に努める。